

入札公告

令和5年度和歌山県有施設への太陽光発電導入調査業務委託について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第100条及び和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

令和5年6月5日

和歌山県知事 岸本周平

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和5年度

(2) 調達業務の名称

令和5年度和歌山県有施設への太陽光発電導入調査業務委託

(3) 調達業務の内容

仕様書のとおり

(4) 調達業務を実施する場所

仕様書のとおり

(5) 調達業務を委託する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

(6) 契約期間

仕様書のとおり

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）により入札に参加する場合には、その各構成員の全てが(1)及び(4)から(7)までのすべての要件を満たし、かつコンソーシアムとして、(2)及び(3)の要件を満たすこと。

なお、単体又はコンソーシアムいずれかでの入札参加しか認めない。また、コンソーシアムの場合においても、各構成員は、2以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札

参加資格の停止の期間中である者を除く。)であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『11 調査研究・統計作業(社会経済分野)』」及び「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『12 調査研究・統計作業(自然科学分野)』」であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員が上記の業務種目のいずれか(代表者にあつては、「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『11 調査研究・統計作業(社会経済分野)』」及び「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『12 調査研究・統計作業(自然科学分野)』」)に登載されている者であり、かつ、それらの登載された業務種目を合わせるとコンソーシアムとして上記の業務種目のすべてを満たしていること。

また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準(令和3年1月1日以降実施分)(平成23年制定)の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、入札説明書のとおり

(3) (2)のほか、次に掲げる必要な人材資格要件を備えていること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがその担当する業務種目について下記の要件を満たしている者であり、かつ、それらの要件の具備を合わせるとコンソーシアムとして下記の要件のすべてを備えていること。

ア 人材資格要件

以下の資格を有する者を常勤として1人以上雇用していること。

- ・ 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
- ・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

(4) 和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者

(5) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

令和5年6月5日(月)から令和5年7月3日(月)までの和歌山県の休日を定める

条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)のとおり

(2) 期間

3の(2)のとおり

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、令和5年6月5日（月）から令和5年6月14日（水）までの間において、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり

5 入札参加の申出の方法及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、要領第7条から第9条までの規定に基づき、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続き等については、入札説明書のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課
和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 期間

令和5年6月5日（月）から令和5年6月20日（火）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(3)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

6 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県庁環境生活部会議室（本館4階）
和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 日時

令和5年7月4日（火）午後2時00分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

7 入札の方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。
- (4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (5) 郵送により入札する場合には、(3)の入札書を入れた封筒及び条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和5年7月3日(月)午後5時00分までに、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課へ必着させること。
- (6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にく

じを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2674

ファクシミリ番号 073-433-3590

入札説明書

「令和5年度和歌山県有施設への太陽光発電導入調査業務委託」

令和5年度和歌山県有施設への太陽光発電導入調査業務委託については、別途の入札公告のとおり、「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」により和歌山県が調達する。

当該「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）その他の関係法令規則等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

- 1 入札公告年月日
令和5年6月5日
- 2 条件付き一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
令和5年度
 - (2) 調達業務の名称
令和5年度和歌山県有施設への太陽光発電導入調査業務委託
 - (3) 調達業務の内容
仕様書のとおり
 - (4) 調達業務を実施する場所
仕様書のとおり
 - (5) 調達業務を委託する部局の名称及び所在地
 - ア 名称
和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課
 - イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
 - (6) 契約期間
仕様書のとおり
- 3 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げるすべての要件を満たしていること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）により入札に参加する場合には、その各構成員の全てが(1)及び(4)

から(7)までのすべての要件を満たし、かつコンソーシアムとして、(2)及び(3)の要件を満たすこと。

なお、単体又はコンソーシアムいずれかでの入札参加しか認めない。また、コンソーシアムの場合においても、各構成員は、2以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『11 調査研究・統計作業（社会経済分野）』及び「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『12 調査研究・統計作業（自然科学分野）』であること。

コンソーシアムにあつては、各構成員が上記の業務種目のいずれか（代表者にあつては、「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『11 調査研究・統計作業（社会経済分野）』」及び「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『12 調査研究・統計作業（自然科学分野）』」）に登載されている者であり、かつ、それらの登載された業務種目を合わせるとコンソーシアムとして上記の業務種目のすべてを満たしていること。

また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和3年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

ア 登録要件

上述のとおり

＜基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第1項の説明参照のこと。＞

イ 人材要件

同種の調査研究・統計作業についての1年以上の実務経験を有する者1名以上

＜基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第2項の説明参照のこと。＞

ウ 実績要件

直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること（国又は地方公共団体）。

＜基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第3項の説明参照のこと。＞

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、要綱及び基準のとおり

(3) (2) のほか、次に掲げる必要な人材資格要件を備えていること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがその担当する業務種目について下

記の要件を満たしている者であり、かつ、それらの要件の具備を合わせるとコンソーシアムとして下記の要件のすべてを備えていること。

ア 人材資格要件

以下の資格を有する者を常勤として1人以上雇用していること。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者

- (4) 和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者
- (5) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

令和5年6月5日（月）から令和5年7月3日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

5 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

4の（1）のとおり

(2) 期間

4の（2）のとおり

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、令和5年6月5日（月）から令和5年6月14日（水）までの間において、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書（様式1：要領別記第1号様式）とする。

イ 質問に対しては、原則として令和5年6月16日（金）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法及び和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課での備付けの方法により公表する

ものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、環境生活総務課の担当者のお頭による回答のみとすることができる。

6 入札参加の申出の方法及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、要領第7条から第9条までの規定に基づき、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、別添「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事前審査）」のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課
和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 期間

令和5年6月5日（月）から令和5年6月20日（火）までの県の休日を除く日の
午前9時00分から午後5時30分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

5の(3)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

7 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県庁環境生活部会議室（本館4階）
和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 日時

令和5年7月4日（火）午後2時00分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

8 入札の方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入

すること。

なお、入札者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

(2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア 所定の入札書の様式は、入札書（様式2）とする。

イ 入札書には、調達業務を完了するための価格の総額を記入すること。

ウ 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

オ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

(4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) 郵送により入札する場合には、(3)の入札書を入れた封筒及び条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の写しを外封筒に入れ、書留郵便で令和5年7月3日（月）午後5時00分までに、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課へ必着させること。

(6) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 入札事務（開札事務を含む。）は、環境生活総務課の複数の職員（うち上席の1人を入札執行者とする。）により執行する。

イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。

ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者（業者）1人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書の提示又はその写しの提出を受け、その出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状（様式3）を提出しなければならない。

エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。郵送により提出された入札書については、入札執行者以外の当該入札事務に携わる環境生活総務課の職員がその入札者に代わって投函するものとする。

オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。

カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。

キ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときも、同様とする。

ク その他入札の執行については、要領及びこの入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

入札公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びにこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの入札説明書のとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) この入札の開札において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、7の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。契約を締結する者がコンソーシアムである場合にあっては、その代表者又は代表者から委任を受けた構成員が納付するものとする。

ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。

イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保

(イ) 保証事業会社の保証

ウ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(ア) 契約の相手方(落札者)が保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

： 契約の相手方(落札者)は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。

(イ) 契約の相手方(落札者)が過去2箇年の間に国(公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

： 契約の相手方(落札者)は、契約保証金納付免除申請書(様式4)により、それを証する書類(種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等)を提出すること。

契約の相手方(落札者)がコンソーシアムである場合にあつては、その代表者が上述の条件を満たす場合において、同様とすること。ただし、免除申請書類はコンソーシアムとして作成すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課

(2)所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2674

ファクシミリ番号 073-433-3590

別添（第6項関係）

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事前審査）

「令和5年度和歌山県有施設への太陽光発電導入調査業務委託」

令和5年度和歌山県有施設への太陽光発電導入調査業務委託の「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該条件付き一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか事前に審査を受け、所要の適格認定を得て入札に参加しなければならない。

当該入札参加資格確認の手續等については、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付一般競争入札（事前審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第7条から第9条までの規定及び入札説明書本文に定めるもののほか、この別添の要項によるものとする。

当該入札に参加しようとする者は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課へ提出しなければならない。

記

1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

＊ 提出する入札参加資格確認申請書類については、持参し、及びその提出書類について説明することが望ましいが、郵送による申請を可とすること。

郵送により事前審査を受ける場合には、申請書類を入れた封筒に申請者の氏名、住所等を表記の上、当該調達業務の名称とその入札参加資格確認申請書類が在中していることを明記して書留郵便で提出期限（受付期間の最終日）の前日までに必着させること。郵送の場合には、必要な確認等は電話で行うこととするため、その連絡が取れない場合、必要な説明が得られない場合その他必要な書類が欠けている場合には受付できない、又は参加資格要件不適合となるので注意すること。

（1）受付場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2674

ファクシミリ番号 073-433-3590

（2）受付期間

令和5年6月5日（月）から令和5年6月20日（火）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

（1）入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査用）（様式5：要領の別記第2号様式）

イ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し

コンソーシアムにあっては、構成員全員についての当該通知書の写し及びコンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写し

ウ 和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和3年1月1日以降実施分）（平成23年制定。以下「基準」という。）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であることを証する書類

I 「業務種目：大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『11 調査研究・統計作業（社会経済分野）』」及び「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『12 調査研究・統計作業（自然科学分野）』」について

(ア) 人材要件に関するもの

a 「同種の調査研究・統計作業についての1年以上の実務経験を有する者1名以上」に関するもの<当該人が入札者本人又はその職員（役員を含む）であり、常勤の者であること。>

: ①及び②の書類

① 当該人に係る業務経験証明書

② 当該人に係る常勤が確認できる書類の写し {3の(2)参照}

(イ) 実績要件に関するもの

「直近5年において同種同規模の契約実績があること（国又は地方公共団体。）」に関するもの<当該入札公告日「令和5年6月5日」から過去5年間に国又は地方公共団体（以下「国等」という。）と契約した同種同規模の業務を適正に履行(完了)したこと。> :①の書類

なお、「直近5年において、独立行政法人、公社・公団、民間企業等（以下「民間等」という。）と契約した同種同規模の業務を適正に履行(完了)したこと。」により、当該実績要件を満たそうとする場合にあつては、それが国等との同等の実績であるか、個々に別途、「和歌山県役務提供等実績認定審査会」の審査を受け、実績要件と認められる必要がある。:

②の申請書類

: ①の書類又は②の申請書類

* 「同種同規模の契約実績」とは、「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『11 調査研究・統計作業（社会経済分野）』」及び「大分類『11 測定・検査・調査研究等』の小分類『12 調査研究・統計作業（自然科学分野）』の『業務レベル：全ての業務』」において相当(当該発注業務と同類の業務内容)する業務で、その契約金額がこの入札公告で発注する業務の契約金額に相当(当該発注業務の予定価格の概ね50%以上の契約金額)するものの契約実績である。

① 当該同種同規模の業務に係る国等との契約実績を証する書類(同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの): 契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等

② 次に掲げる申請書類を、令和5年6月5日(月)から令和5年6月20日(火)までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分までの間に、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課に対して、提出(持参し、提出書類について説明すること。また、別途審査会から直接聴取を求められた場合には所要の対応が必要であること。)すること。

a 契約実績同等認定申請書(様式6:認定審査事務取扱要領の別記第2号様式)

b 当該同種同規模の業務に係る民間等との契約実績を証する書類(同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの): 契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書・履行(完了)証明書等の写し等

* 当該審査会の申請及び認定の手続(不認定の理由の説明等の手続を含む。)については、和歌山県役務提供等認定審査事務取扱要領(平成25年制定)によるものとする。

当該審査会に申請できる者は、当該民間等との契約実績によるもの以外の入札参加資格の要件を満たした者に限るものとする。また、当該審査により契約実績同等不認定とされた者は、この条件付き一般競争入札に必要な入札参加資格の要件が欠けている者となる。

エ ウのほかに入札説明書の3の(3)に掲げられた次の人材資格要件を備えている者であること

を証する書類

(ア) 「建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士」に関するもの<当該建築士が入札者本人又はその職員（役員を含む）であり、常勤の者であること。>：①及び②の書類

① 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士免許証の写し

② 当該建築士に係る常勤が確認できる書類の写し {3の(2)参照}

(イ) 「第一種、第二種または第三種電気主任技術者」に関するもの<当該技術者が入札者本人又はその職員（役員を含む）であり、常勤の者であること。>：①及び②の書類

① 第一種、第二種または第三種電気主任技術者免状の写し

② 当該技術者に係る常勤が確認できる書類の写し {3の(2)参照}

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本1部とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成(調製)における留意事項

(1) 全般事項

ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

(ア) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

(イ) 数字は、すべて算用数字とすること。

(ウ) 申請書の記入等には、黒(青)の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

(エ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ 提出(担当者が持参して説明すること。)に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書類の作成及び申請(提出を含む。)に関する費用は、申請者の負担とする。

カ 申請書類は、返却しない。

(2) 個別事項

ア 人材要件に関する添付書類の「常勤が確認できる書類の写し」は、原則として、当該常勤者についての次に掲げる書面のいずれかの写しとする。

a 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

b 健康保険被保険証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
直近に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届

c 社会保険に加入していない者については、雇用保険被保険資格取得等確認通知書（事業主通知用）

d 雇用保険に加入できない者その他 a～c の書面が整えられない者については、当該申請書類提出日の月の前3か月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

4 審査結果の通知

申請者には、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により令和5年7月3日までに通知するものとする。

なお、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の入札において必要となるので、申請者(入札者)において大切に保管するものとする。

5 不適格認定の理由の説明

(1) 「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面(ファクシミリを除く。)により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア 書面の提出場所

1の(1)に同じ

イ 書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

(2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に書面で行うものとする。

6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の5の(3)により行うものとする。